

大阪市と住友生命保険相互会社との介護予防等の推進に関する連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と住友生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、介護予防等の推進に向けた取組みを相互に連携及び協力して進めるため、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力し、双方の資源を活用した介護予防等の推進に資する取組みを進めることにより、市民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）介護予防等の推進に資する取組みの企画立案に関すること
- （2）介護予防等の推進に資する取組みの効果検証に関すること
- （3）その他、この協定の目的に沿うこと

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容は協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携及び協力に基づく取組みの実施にあたり知り得た相手方の秘密及び個人情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、この協定の終了後も存続するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定終了の意思表示がないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 この協定の内容変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申し出に基づき、甲及び乙の協議により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方が公序良俗に反する行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなくこの協定を解除することができる。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年5月28日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市
協定締結担当者 福祉局長

乙 大阪市中央区北浜1丁目9番11号
住友生命保険相互会社 大阪総括部
協定締結担当者 執行役員 兼 大阪総括部長